

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2891号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

裂田の溝 (福岡県那珂川町)



随 情 調 政 活
想 報 査 策 動
レポ
ー
ト

自由民主党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席―平成27年度政府予算関係について要望…(2)
総額は1.0%減の15兆8,724億円
〓不交付団体、税収伸び55に増加〓―2014年度普通交付税大綱…(4)
発想を転換―地域ぐるみの学校教育〓宮崎県五ヶ瀬町…(6)
町村Nav i…(10)
心が癒やされる自然豊かな京都府唯一の「村」…京都府南山城村長 手仲 圓容…(11)

◎写真キャプション◎

「裂田の溝」と書いて「さくたのうなで」と読む。日本最古の農業用水路として知られ、「日本書紀」に神功皇后が神社の神田を灌漑するために造らせたとの記述がある。1200年を経た今なお、150haをこえる水田を潤している。

コラム

「まち・ひと・しごと創生」を現代版「ふるさと創生」へ

東京大学名誉教授

大森 彌
おもりわたる

1988年(昭和63年)の全国町村長大会では、「ふるさと創生」を内政の最重要課題に掲げた竹下登総理は、「地方の皆さんがメニューを作って、それを中央がいかにサポートするかというように発想を転換しなければなりません」と述べた。通称「ふるさと創生事業」は、各市区町村に対し、地域活性化に使える資金1億円を一律に地方交付税交付金を追加した政策であった。当時、東京湾の臨海部副都心整備は4兆円、横浜市のMM21は2兆円の事業であったから、それと比べて1億円事業の合計はたった3200億円程度であった。それでも、全市区町村を対象にした「ふるさと創生」の支援であった。全国の自治体は1億円の使い道を熱心に議論した。

2013(平成25)年の全国町村長大会で、安倍晋三総理は、「美しい国の原点はまさに町村にあり」と挨拶したが、その総理の提唱で「まち・ひと・しごと創生本部」が設置される。気になるのは「まち」が焦点になっていることである。この「まち」に「むら

(農山漁村)」が含まれていると読めるだろうか。増田寛也元総務相を座長とする「日本創成会議」の分科会は、「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』(平成26年5月8日)で、「東京一極集中」に歯止めをかけるために若者に魅力ある地域拠点都市を中核として新たな集積構造を構築すべきだと提案している。こうした案が国の施策に組み入れられようとしている。地方拠点都市という圏域形成によって東京などの大都市への人口流出を食い止め、そこでの出生率を高めることが期待されているが、拠点都市への資源の集中が周辺の農山漁村地域の衰退を加速させるのではないかと心配になる。小規模市町村はどうせ人口減少で消滅するのだから拠点都市の維持・成長のためには切り捨ててもやむを得ないというような施策は地方創生とはいえない。「まち・ひと・しごと創生」が、国とすべての自治体が知恵と力を結集して人口減少に立ち向かう現代版「ふるさと創生」になることを切望したい。

活 動

自民党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席 ―平成27年度政府予算関係について要望―

全国町村会

自由民主党は8月27日に総務部会関係合同会議を開催、平成27年度予算概算要求及び税制改正要望を取りまとめるにあたり、地方六団体等からヒアリングを行った。本会からは藤原忠彦会長（長野県町村会長・川上村長）が出席した。

地方六団体を代表して、山田啓二全国知事会長より、アベノミクスにより経済は上向きであるものの、地方はその恩恵を十分に受けるには至っておらず、消費増税後の景気回復の動きは鈍く、厳しい状況を迎えている。この瀬戸際状況で、地方からの地方財政対策において、地方の一般財源の確保が自民党の経済政



▲本会から出席した藤原会長

策の成功の鍵を握っているといっても過言ではないので、地方交付税の法定率の引き上げも含め、検討をお願いしたいと発言。併せて法人実効税率の見直しについて、この6割は地方関係税であり、地方の衰退は企業の衰退に繋がるため、この実効税率の見直しに伴う地方の財源の穴埋めを是非ともお願いしたいと述べた。

また人事院勧告については、地方の給与水準の基準になっている公務員の給与を下げていけば、地域間格差は広まり、さらに東京一極集中に繋がる懸念を表明。地方創生のた



▲発言する新藤総務大臣

めには、少子化対策、東京一極集中の是正、地域経済対策の3つがしっかりと行われなければならない、それらに取り組むための財源の確保について特段の配慮をお願いすると訴え、東日本大震災からの復旧・復興への対応も併せて要望した。

これを受けて、臨席していた新藤義孝総務大臣から、地方の政策を活性化して日本の元気に繋げていくためにも、地方政治というものが重要になってくると述べた上で、安倍内閣の主要政策における地方創造について、「まち・ひと・しごと創生本部」を通じて地域の元気をつくり、アベノミクスの恩恵が全国に行き渡るようにするために、本年度の概算要求において、①地方の創生と人口減少社会、また少子高齢化といった課題に対する施策の充実②ICTの活用による新たなイノベーションの創出③若者や女性の定住促進対策④ICT、地デジ、郵便分野、行政相談分野等の国際展開―を重要なポイントと位置づけているとし、これを整理した「総務省ミッション・アプローチ」を基に、政策目標をしっかりと掲げて、それを達成する手段としていろんな政策・予算を活用していきたいと述べた。

また地方税について、法人税改革については政府一体となって取り組むたいが、一方で、それが地方財政に影響を及ぼさないよう課税ベースの拡大や外形標準課税等、知恵を出しながら議論していきたいと発言。最後に、今回の地方創生について、自由度の高い交付金制度を創設し、その財源として半分は交付金として地方に、もう半分は交付税を拡充して地方創生のための事業を交付税制度の中で作ること、安定的な財源を確保しつつ、地方が自由度の高い提案をし、頑張った自治体が報われるメリハリをつけた交付税制度にしたい。また、交付税率の引上げを事項要求する。代わりに臨時財政対策債を極力発行しない。「別枠加算」や「歳出特別枠」の異例の措置は縮小・廃止していきたいと述べた。

活 動

■参考1 自由民主党総務部会関係合同会議 主要要望項目

平成26年8月27日

地 方 六 団 体

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により明るさを取り戻しつつあった日本経済だが、先般発表された4－6月期の実質GDP速報値は前期比年率換算で6.8%の減少となるなど、景気の先行きに不透明感が強まっている。

政府の経済政策の効果が未だ十分に及んでいない地域経済は、ますます予断を許さない状況になるものと見込まれるが、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて一層強力に取り組まなければ、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせることなど到底おぼつかない。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、以下の措置を講じて頂きたい。

地方一般財源・地方交付税の総額確保

- 地域経済の先行きに不透明感を拭拭し、アベノミクス効果を日本の津々浦々にまで及ぼすために、平成27年度において安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保すること。
- 特に社会保障費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すること。
- 既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

法人実効税率の見直し

- 約6割が地方団体の財源となっている法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるため、法人実効税率の引下げを行う場合は、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 代替税財源については、消費税及び地方消費税率の引上げが予定されている状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民の理解を得ることが困難であり現実的措置でないため、「法人課税の中での税収中立」を前提とすること。
- 法人事業税の外形標準課税は、応益性の原則からも拡大していく方向で検討することが望ましいが、その際は、既に導入されている資本金1億円超の法人の検討を優先し、中小法人への拡大については慎重に検討すること。

地方税源の確保等

- 増大する社会保障費に対応するため、引き続き経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税率の10%への引上げを行うとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税の軽減税率については、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含めその導入については慎重に検討すること。
- 消費税率引上げの動向により、仮に、臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講ずること。
- 平成27年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための新たな仕組みを速やかに構築すること。
- ゴルフ場利用税については、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分担の性格を損なわない範囲で制度の拡充について検討すること。

国民健康保険制度の財政基盤の強化

- 国民健康保険の財政上の構造問題の解決を図るため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充1,700億円を早急かつ確実に実施するとともに、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用すること。

公務員の給与制度の総合的な見直しへの対応

先の人事院勧告では、国家公務員給与に地場の賃金をより一層反映させるなど、俸給水準を引き下げる方向等が示されたところである。

この勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。

こうした問題を踏まえ、政府においては、「まち・ひと・しごと創生本部」の下、アベノミクス効果の地方への波及を図るとともに、人口減少、超高齢社会の克服に取組み、地方と都市部の格差が一層拡大することがないよう適切な措置を講ずること。

東日本大震災からの復旧・復興への対応

- 東日本大震災からの復興事業が遅滞することはあってはならず、平成27年度においても、国の責任において所要の財源を確保し、復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すること。
- 平成27年度末に集中復興期間の期限を迎えることから、平成28年度以降の復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、特例的支援の継続等の方針を早期に示すとともに、復興が完了するまでの間、万全の財政措置を講ずること。
- 復旧・復興の加速化を図るため、被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講ずること。

■参考2 地方創生の推進に向けて

平成26年8月27日

地 方 六 団 体

少子化の問題は、すでに多くの地方において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかるといった形で顕著に現われている。このような状況の中で、各地方公共団体は住民生活を支えるために懸命な取組を行っているところであるが、今こそこの少子化の流れに歯止めをかけなければ、国全体の活力を著しく低下させてしまうこととなりかねない。

国と地方の連携・協力なくして人口減少社会の諸問題の克服は実現できない。国と地方があらゆる政策を総動員して効果的な対策を強力に展開していく必要がある。少子化や人口減少については、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要である。

我々地方は、一層全力で課題解決に取り組む覚悟である。

今後、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方の創生と人口減少の克服に政府一丸となって取り組むこととされているが、各省の縦割りでなく、地方の責任の下で、自主性・主体性が発揮できる仕組みが不可欠である。真に実効性を伴った個性あふれる地方創生が推進されるよう、次の措置を講じて頂きたい。

地方意見の反映と情報提供、法令・制度等の見直し

- 国のビジョンや総合戦略の策定に当たっては、地方との意見交換を密にし、それらに反映すること。また、人口動向や将来推計等について積極的に地方に情報提供すること。
- 農地転用許可をはじめ、地方が創意工夫により施策を推進する上で支障となる法令や制度等について、地方の意見を踏まえて柔軟に見直すこと。

まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）の創設等

- 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金を大胆な規模で設けること。
- この交付金は、少子化対策、農林水産業の振興、起業や中小企業支援等による雇用の場の確保など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業に活用できるようにすること。
- 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

政 策

総額は1・0%減の15兆8、724億円 Ⅱ不交付団体、税收伸び55に増加Ⅱ—2014年度普通交付税大綱—

2014年度の普通交付税大綱が7月25日、閣議報告された。交付総額は15兆8724億円で、前年度の16兆387億円と比べると、1・0%減少した。景気回復に伴う税收増などを受け、交付団体数は1711と前年度の1717から6団体減る一方、不交付団体数は55と前年度の49から6団体増えた。

給与削減終了、 道府県の需要額増目立つ

交付総額の内訳は、道府県分が前年度比0・3%増の8兆4533億円で、市町村分が2・6%減の7兆4191億円。国からの要請に基づく職員給与の削減措置が13年度限りで終了し、これに伴う基準財政需要額の増加が、警察職員や教職員を多く抱えている道府県で大きく影響した形となった。

財源不足団体に対する交付税の算定結果を見ると、基準財政需要額は、臨時財政対策債振替相当分（臨財債発行可能額）を除き、道府県分が3・0%増の18兆5931億円、市町村分が0・3%増の21兆1064億円。基準財政需要額を費目別に見る

と、「個別算定経費」は道府県分が1・1%増の17兆584億円、市町村分が0・8%減の17兆230億円となった。消費税率の引き上げを受けた社会保障の充実に伴う社会福祉費などの増額や、給与削減措置の終了で削減分が復元したことなどが増加要因。

人口と面積を基本とした簡素な基準で算定する「包括算定経費」は、地方財政計画で投資的経費（緊急防災・減災事業費を除く）が前年度を下回ったことなどを反映し、道府県分が5・5%減の1兆4411億円、市町村分が5・6%減の2兆7838億円。

地域における経済活性化や雇用機会の創出のための臨時費目「地域経済・雇用対策費」は、道府県分が

11・3%減の2848億円、市町村分が27・5%減の2900億円。14年度から新たに「地域の元気創造事業費」を創設し、同対策費から1500億円を振り替えたため前年度を下回った。

「公債費等」は、臨財債の償還額が伸びた結果、道府県分が5・1%増の3兆1371億円、市町村分が5・0%増の2兆9411億円。臨財債振替相当額は、道府県分が11・4%減の3兆4101億円、市町村分が7・6%減の2兆1851億円となった。

これに対し、基準財政収入額は道府県分が5・4%増の10兆1251億円、市町村分が1・9%増の13兆6705億円で、需要額から収入額を差し引いた交付基準額（財源不足額）は道府県分が0・4%増の8兆4680億円、市町村分が2・5%減の7兆4358億円となった。市町村分の基準財政収入額における増加要因として総務省は、固定資産税と消費増税による地方消費税交付金を挙げている。

「地域の元気」算定導入

14年度交付税算定では、基準財政需要額に新たな費目「地域の元気創造事業費」を創設したことが最大のポイントだ。自治体による経済活性化の取り組みを「息長く支援する」ことを目的にしており、14年度の地方財政計画には3500億円程度が計上された。

内訳は、都道府県分が875億円程度、市町村分が2625億円程度。これをさらに「行革努力分」と「地域経済活性化分」の二つに分け、道府県分は750億円程度と1250億円程度、市町村分は2250億円程度と375億円程度に振り分けた。

具体的な算定方法は、「行革努力分」は職員数の削減率やラスパイルス指数、地方債残高削減率などの指標を活用。各団体の削減率と全国平均との差に応じて、割り増しまたは割り落としとして算出した。「地域経済活性化分」は、製造品出荷額や小売業年間商品販売額、若年者就業率などの指標を活用。各団体の伸び率と全国平均の差に応じて割り増しして算定した。

このようにして出された事業費の算定額は、都道府県分が874億6

政 策

700万円、市町村分が2624億4800万円となった。この額には東京都など不交付団体分が含まれており、交付団体ベースでは道府県分が818億円、市町村分が2535億円。都道府県別で最も多かったのは東京都の56億9300万円。ただ、東京都は不交付団体のため、交付額には反映されていない。交付団体では、大阪府40億7100万円、神奈川県34億2400万円、北海道32億3000万円が多かった。これらの団体では、同事業費によって需要額が押し上げられ、その結果普通交付税の額が上積みされた格好になる。

同事業費の算定は、自治体の努力に応じてめりはりを付けて交付税を配分する仕組みとなり、総務省は「10年程度など長く続けなければ意味がない」（幹部）と考えている。特に、経済活性化は単年度で目覚しい成果を得るのは難しいため、「地域経済活性化分」の算定規模は徐々に拡充させていく方向だ。なお、13年度に新設された「地域の元気づくり推進費」は、給与削減措置の終了に伴って廃止された。

合併上乗せ特例終了に対応

さらに基準財政需要額の算定で

は、市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定方法も導入。合併市町村に交付税を上乗せする特例措置（合併算定替え）の期限が切れる団体の急増に対応し、激変緩和を目的に行う。平成の大合併で誕生した団体が、合併前の旧市町村役場を引き続き活用している状況を踏まえ、これらの役場を支所とみなすこととし、需要額を1154億円上乗せした。旧市町村ごとの支所経費を合算し、合併算定替え終了後の通常の交付税額に3年間にわたり3分の1ずつ加算する。

また、消費増税に伴う社会保障の充実で増える地方負担額は、基準財政需要額に全額（100%）算入した。さらに、地方消費税などの増収分について、基準財政収入額への算入率を通常の75%ではなく100%に高めることで、自治体間の財政力格差が広がらないよう配慮した。

11年度から実施している東日本大震災で被災した団体への算定上の特例措置は継続することにした。小中学校費や高等学校費などの算定に当たり、児童生徒数が大きく減った団体に配慮するもので、本来であれば14年5月1日現在の児童生徒数を基に計算するところだが、震災前の10年5月1日時点の人数に全国の平均

的な児童生徒数の減少率を乗じて得られた人数を基に算定した。対象は、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県と、これに北海道、埼玉を加えた11道県内の178市町村で、本来の方式で算定した場合と比べて、42億円程度を需要額に上乗せする。これらの被災団体の施設の維持管理や債務の元利償還に支障が生じないようにした。

9 市町村が新たに不交付に

算定の結果、14年度の不交付団体数は55で、前年度より6団体増えた。都道府県の不交付団体は東京都のみ。政令市は全市が交付団体。市町村の不交付団体数（合併特例で交付税を受けている茨城県神栖市、千葉県成田市、静岡県御前崎市、愛知県豊田市の4団体を含む）は、前年度の48から54に増加した。

総務省によれば、14年度に新たに不交付団体となったのは、福島県広野町、栃木県芳賀町、群馬県上野村、埼玉県三芳町、千葉県市川市、同君津市、神奈川県鎌倉市、同寒川町、同愛川町の9団体。このうち、広野町は、東京電力広野火力発電所の増設に伴う固定資産税の増収で財政状況の改善が見込まれるため、交付団

体から外れた。他の団体は、立地企業の好調な業績による法人税の増収、消費増税に伴う交付金増額などが寄与した。寒川町は町立保育所の民営化で、基準財政需要額が減少したことなども要因となっている。

これら13団体以外の不交付団体は、泊村（北海道）、六ヶ所村（青森）、大熊町（福島）、東海村（茨城）、戸田市（埼玉）、浦安市、袖ヶ浦市（以上千葉）、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、多摩市（以上東京）、藤沢市、厚木市、箱根町（以上神奈川県）、聖籠町、刈羽村（以上新潟）、昭和町、忍野村、山中湖村（以上山梨）、軽井沢町（長野）、長泉町（静岡）、碧南市、刈谷市、安城市、小牧市、東海市、大府市、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、飛島村、幸田町（以上愛知）、川越町（三重）、竜王町（滋賀）、久御山町（京都）、田尻町（大阪）、刈田町（福岡）、玄海町（佐賀）。

逆に神奈川県中井町、静岡県裾野市、宮崎県木城町の3団体は、立地企業の業績伸び悩みで税収が低迷した影響などで、逆に不交付団体から交付団体に転じた。

（時事通信社内政部 丸山 実子）

調査室レポート 第9回

発想を転換！ 地域ぐるみの学校教育

宮崎県五ヶ瀬町

1. はじめに

過疎地域では少子化や人口流出の影響で児童生徒数の減少が進んでいる。都市部に比べて、美術館、博物館といった教育施設へのアクセスも容易ではない。

一方で、児童生徒数が少ない小規模校では、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間を十分に作ることができる。その意味では、すでに少人数教育が実現しているとも言えるのではない。

美術館や博物館は無いかもしれないが、豊富な自然と、その中で培われてきた地域の知恵がある。これらを生かせば、学校教育をもっと豊かにできるのではないかと。さらにはそれが、地域貢献につながるのでは



ないか？

そのように発想を転換して、デメリットをカバーしながらメリットを最大限に活用する地域ぐるみの学校教育を行っているのが、宮崎県五ヶ瀬町だ。

2. 五ヶ瀬町の概要

宮崎県の北西部に位置する五ヶ瀬町は、九州山地に位置し、山の峰が周囲を囲む、緑深い町である。171.77km²に人口4,326人（平成26年1月1日住民基本台帳による）が生活している。

町内には4つの小学校と2つの中学校があり、小・中学校とも、人口に対して高い学校設置率といえる。役場に近い三ヶ所小学校からその他すべての学校が車で20分圏内に立地している。豊かな自然という資源に囲まれ、子どもたちを取り巻く地域コミュニティもしっかりしており、生徒指導上、特に注意を要する環境は無い。

一方で、課題もある。

1つは、人口減少にともなう児童生徒数の減少だ。小学校では児童数5〜10人というクラスが半数を超えている。最も児童数が多い三ヶ所小学校

でも全校児童は78人という状況であり、一度は学校統廃合の話も持ち上がった。

2つ目の問題は、高校に進学する段階で、子どもたちの多くが町を離れてしまふことだ。町内には県立の中高一貫校の他に高校はなく、子どもたちの7割超が中学校卒業とともに親元を離れ、寮生活をしながら高校へ通う。いずれは町へ戻り、地域を支える人材になってもらうために、地域として教育に直接関わられる中学校卒業までに、どのような教育をすればよいのか、町の教育関係者の関心事の1つである。

3. G授業

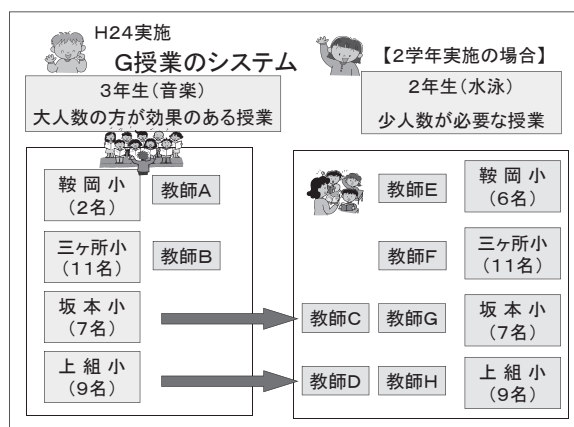
小規模校における少人数クラスは、教員の目が行き届きやすいなどのメリットもあるが、体育や音楽など、あまりに人数が少ないと成立しづらい科目がある。小規模校の少人数クラスならではのメリットを活かしつつ、デメリットをカバーするため五ヶ瀬町で平成20年に導入されたのがG授業だ。

G授業とは、各学年、各教科の学習内容に適した人数や学習形態で授業を行うことができるよう、町内の

調査室レポート

4つの小学校と2つの中学校の学校間の垣根を取り払って行う授業システムのことである。このシステムを活用することで、普段は少人数指導を行い、科目や授業内容によって、その都度最適な人数で授業を行うことができる。少人数クラスを維持しながら、必要に応じて大人数クラスの編成を可能とする、柔軟性を持ったシステムである。

G授業の実施にあたっては、月2回開かれる作業部会で、部会メンバーである教職員により、綿密な計画・検討作業がされる。前年度までの蓄積を踏まえながらも、実施時期、回数、内容は、より実態に即したものに改善する必要があるからだ。



複数で指導するG授業は、子どもにとっても教師にとってもよい機会である。子どもにとっては、多くの人数の中で学び合いながら違う先生と学習する機会になり、先生にとっても自分より経験を積んだ先生の指導方法を学ぶ機会となっている。

4. 充実した体験活動

中学校卒業とともに町を離れてしまう子どもたちのために、学校教育には何が求められるか？

五ヶ瀬町が出した答えは、子どもたちの地域への理解を深めながら、社会生活に必要な力を培うことだった。その具体化として、平成23年度からは小中学校一貫で体験活動の充実に力を入れている。

町の特産物であるヤマメについて学んだり、ぶどうの生産から販売まで通して体験したりするほか、町内の山や川でのアクティビティに農家民泊など、多様な活動を通して、自らが生まれ育った町について学び、実践する。学校で学んだことが、社会の中でどのように生かされるかを実感する場となっている。

そして子どもたちにとって、五ヶ瀬町における学校生活の集大成とも

いえるのが、中学2年次に三ヶ所中学校と鞍岡中学校が合同で行う修学旅行である。平成23年度に行き先をそれまでの関西方面から東京に変更し、その初日に板橋区にあるハッピーロード大山商店街でのPR活動を組み込んだ。

生徒たちは、五ヶ瀬町観光協会と協力し、商店街内の貸店舗で特産品を販売したり、伝統芸能を披露したりしながら、町をPRする。配布するPRパンフレットは、生徒たちが構成を考えた自作のものだ。

昨年度からは、販売する干ししいたけも生徒が作り始めた。小学校6年生でしいたけの原木に駒打ちを

し、中学校1年生の秋に収穫をする。収穫したしいたけを乾燥させ、袋詰めして、ようやく販売の準備が整つ。販売に際しては、地域の人に調理法を学んで作成したレシピア集を添える。生徒たちは、これまで学んできた町のこと、特産品のことや伝統芸能を活かして、町をPRするという大役に挑戦するのだ。

しかし、修学旅行の目的は、町のPRそのものではない。五ヶ瀬町に貢献できる人材を育てるための活動の一つとして修学旅行をとらえ、地域教育を通して、将来の五ヶ瀬を支える人材を育てることも、体験活動の目的の一つである。



▶蘇陽峡でのカヌー体験(小学校5年生)



▶修学旅行先で自作のパンフレットを配布(中学校2年生)

調査室レポート

五ヶ瀬町における豊かな体験活動イメージ

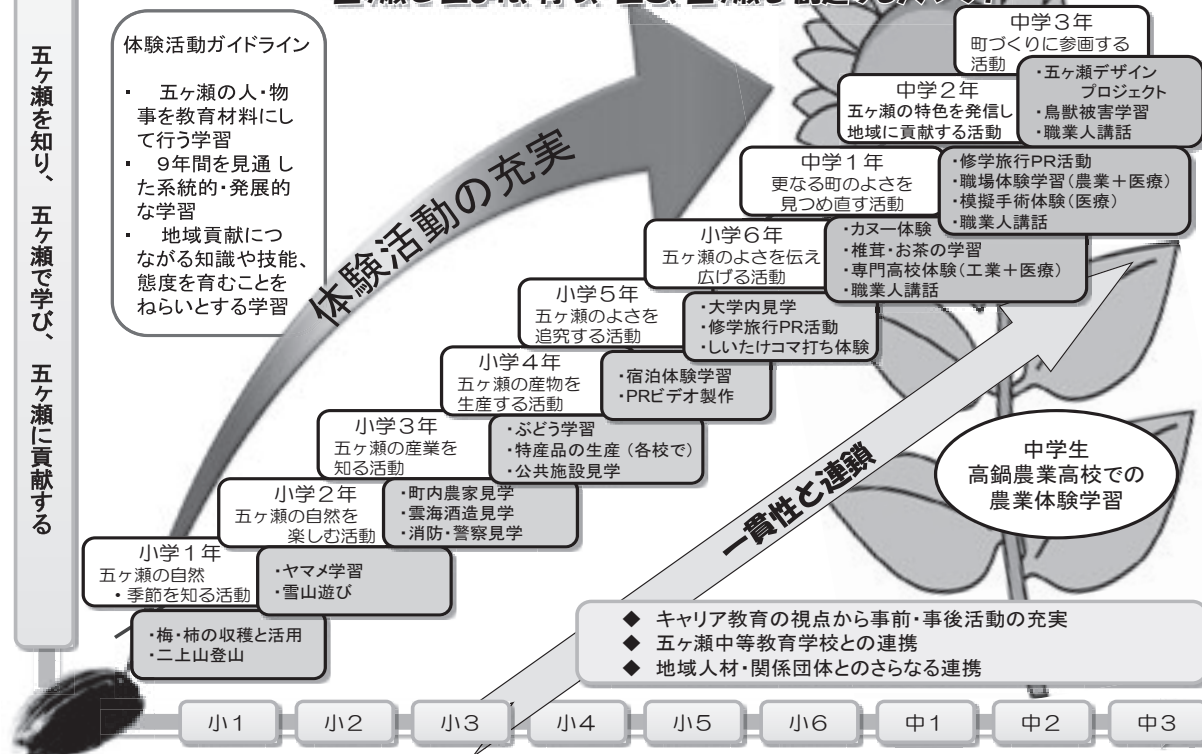
五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり

五ヶ瀬を知り、
五ヶ瀬で学び、
五ヶ瀬に貢献する

体験活動ガイドライン

- ・五ヶ瀬の人・物事を教育材料にして行う学習
- ・9年間を見通した系統的・発展的な学習
- ・地域貢献につながる知識や技能、態度を育むことをねらいとする学習

体験活動の充実



5. 学校教育を支えているもの

五ヶ瀬町ならではの学校教育は、町内の様々な主体によって支えられている。

その一つは、教育委員会だ。「地域があって、子どもがいて、学校がある」を基本的なスタンスとして、「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」を目標に掲げた「五ヶ瀬教育ビジョン」を策定し、それにもとづいて、地域に根差した学校教育を牽引している。

「教育ビジョン」の実現に際しては、学校という教育の最前線を担う教職員の尽力も計り知れない。G授業の実践や体験活動の充実を支えているのは、教師の様々なアイデアだ。提案されたアイデアは、それが子どもたちのためになるか否か十分に吟味され、最終的には「五ヶ瀬教育ビジョン」の運営に関する事項を決定する運営委員会です承を得た上で実現される。各学校の校長も「アイデアが出てこない」とレベルアップにつながる「ない」と、多くのアイデアが出ることに期待している。

「教育ビジョン」の実現に向けて行政も支援を惜しまない。例えば、先述の修学旅行の実施に際して、生

徒への補助をしているほか、生徒たちのモチベーションを上げるためにこの教員からの提案を受けて、修学旅行の前には、町長から生徒たちに、観光大使としての委嘱状が手渡される。このような協力が得られるのも、人づくりに関心を寄せる町長と、教育長の方向性が一致しているからこそだ。

最後に、何より心強い支えとして、地域の協力がある。

中学校の修学旅行にあたっては、事前に、観光協会から講師を招いて町内の特産品について学習する。しいたけの乾燥も、乾燥機をもつ生産者の協力があればこそ実現できたものだ。小学校4年生で行ったぶどう学習では、ぶどう農家の協力の下、剪定から収穫、袋詰め、販売まで行う。教員が地域の人の力を必要とする時には、地域にいるコーディネーターが橋渡し役となり、適任者を紹介してくれる仕組みが整っている。その分野は、職業人講話、授業支援、医療現場見学、入試面接練習から、しいたけ料理教室にいたるまで多岐にわたる。地域の人たちは、平日であっても快く力を貸してくれるといい、町全体で子どもたちを育てていくという風土があるからこそ可能な、学校教育と地域との連携が見て

調査室レポート

◀町立病院の協力で模擬医療体験



とれる。

教育委員会も「町内の資源（ひと・もの・こと）など、五ヶ瀬にあるものすべてを活用していくべきだ」と言う。そうでないと体験活動の内容も充実せず、子どもたちの本当の力にもならない。「地域の方が来て一緒にやってくれて、思いが伝わっていくことで力がついて、五ヶ瀬に貢献できる人材が育っていく」。

そう、地域こそが、学校教育の最も強力なスポンサーなのだ。

6. 五ヶ瀬町の学校教育
のこれから

これまで二校を維持してきた中学校も、平成28年には一つに統合される。今後は、四つの小学校でG授業等を継続して力の基礎を築き、一つになった中学校でいかに伸ばしていくかが課題の一つとなる。

また、教育委員会と学校では、体験活動の充実を一層進めていく考えだ。町の主幹産業である農林業の担い手はもちろんのこと、地域医療の担い手の育成にも力を注ぐ。昨年度は町立病院の協力を得て、中学校2年生を対象に縫合や内視鏡手術と



▶内視鏡手術の模擬医療体験（中学校2年生）

いった模擬医療体験を実施した。

その他、中学校3年生では、これまで学習した内容を生かし五ヶ瀬のまちづくりを考える課題に取り組んでいる。生徒には、町の将来に向けての課題を抽出し、具体的な解決策

を考えることが求められている。自分たちで五ヶ瀬町の方向性を考えられる人材を育てるのがねらいだ。

あらゆる可能性を秘めた子どもたちのため、学校教育ができることはまだまだ尽きない。

【調査室の視点】

学校教育を取り巻く環境には、好条件とされるものも、悪条件とされるものもある。しかし、悪条件に見えるものも、見方を変えれば好条件になりうる。悪条件を克服するためにリソースを費やすのではなく、発想を転換することで、悪条件とされる環境を味方につけ、活用する方法もあるのではないかな。

五ヶ瀬町の場合は、クラスの少人数化を単なる悪条件として捉えるのではなく日常的にきめ細やかな少人数指導ができるという点でメリットにもなりうるのではないかと考えた。そして、そのメリットを活かしながら、少人数クラスに伴うデメリットをカバーしようと、G授業というシステムを導入した。

また、地域の特色を最大限に生かした体験活動を通じて、子どもたちが、自らの生まれ育った地域への愛着を養い、将来、地域に貢献しようとする人材を育てようとしている。

以上のような教育を実現するためには、各学校が共通の課題解決に向けて足並みを揃える必要がある。さらに、地域の理解と協力が不可欠である。子どもたちに最も近い「社会」、すなわち地域もまた、学びと実践の場である。地域があつて、子どもがいて、学校がある。それらは不可分であり、相互協力が未来に向けて良い流れを生み出す。

この点、五ヶ瀬町では、教育委員会が「五ヶ瀬教育ビジョン」のもとに明確な指針を示し、多方面で橋渡し役を果たしていることが大きい。それにより教育委員会を結節点として、G授業を通じた学校間の横のつながりと、小中一貫の体験活動の実施を通じた縦のつながりが構築され、町村規模の小中一貫教育とも呼ぶべき連携体制が生まれている。そこへ行政と地域の力が加わり、地域ぐるみで学校教育が行われているといえる。

少子化に伴う学校の小規模化など、教育を取り巻く環境そのものを変えることは極めて困難である。しかし、置かれた環境に適合した手法を編み出し、実践に移していくことで、子どもたちにとって最適な教育環境を提供することは十分可能ではないだろうか。そして、それを可能にするプロセスこそ、地域の総合力が問われる局面ではないだろうか。

随 想

随 想

心が癒やされる
自然豊かな京都府唯一の「村」京都府南山城村^{みなみやましろ}長 手^て仲^{なか}圓^{かず}容^{よし}

きたことから、村長2期目に就任してからは、村の活性化を図り村が自立していくための施策を積極的に展開することとしました。

私は、若者の村への流入などによ

り人口減少を食い止め、村が活気を取り戻して夢と希望のある地域社会となるため、役場内に「魅力ある村づくり推進室」を立ち上げるとともに、プロジェクトチームによる第4次総合計画「自然が薫り 絆が生きる自立する村！みなみやましろ」をまとめ、村の目指す姿「村で暮らし続ける」ことの実現に向かって、職員と一丸となって取り組んでいます。

田舎暮らし体験プログラムなどの事業に加え、移住者に対する定住促進奨励金制度の創設、中学校までの医療費完全無料化、保育園での待機児童ゼロ、6年生までの学童保育などの制度設計により、最近では、「心が癒やされ豊かな自然に恵まれたゆとりある生活ができ、子育てのしやすい環境が整った南山城村に住みたい！」との評価も高まり移住者が増えてきています。

また今、「南山城村道の駅」の平成29年オープンを目指しています。この道の駅は、単なる農産物の売り場でなく、特産品開発などによる農業の振興を図り、地元雇用を創出

し、買い物難民や交通弱者に配慮した村の商業集積地となり、村民の憩いの場所にもしたいと思っています。加えて、近隣市町と連携した観光基地や安心・安全に暮らしていくための防災拠点にもする予定です。

このことで村の魅力が更に高まり、転出者が減って転入者が増えることにより村が活性化していくものと思っており、「魅力ある村づくり事業」の最重要施策であり目玉事業です。

私の今期の任期は残り1年と迫っていますが、現在軌道に乗りつつあるこの事業が予定どおり進捗し、目標年度に完成・オープンとなるよう全力投球をしています。また、昨年に廃止された「京都府立南山城少年自然の家」の建物を有効活用することとして京都府から無償譲渡を受け、それをNPO法人の運営によって青少年やスポーツ少年団などの宿泊・合宿施設としてまもなく再オープンすることとなっています。

これまでの取り組みも含めて「魅力ある村づくり」を積極的に展開することにより、消えてなくなる村でなく、「住んでいて良かった。暮らし続けたい。」と思っただけの村となるように精一杯頑張っていきたいと思っています。

南山城村は京都府の南東端に位置し、東は三重県伊賀市、南は奈良市、北は滋賀県甲賀市に囲まれた小さな山村です。古くは柳生藩の領地で近江の国の国境には野殿関所があり、伊賀の国との領地争いは多くの逸話が残っています。

また、かの柳生十兵衛が鷹狩りの途中に命を落としたとされる弓が淵（夢絃峡）は、時の流れが止まったかのように静かな幽玄の世界を醸し出しています。

南山城村は良質のお茶栽培に適した気候・土壌に恵まれ、「宇治茶の主産地」として有名であり、特に煎茶の生産量はお隣の和束町と合わせると京都産の80%を超えており、京都府茶品評会では31回中21回の産地賞を受賞し、近年は14年連続の産地賞と13年連続の農林水産大臣賞を獲得しています。

しかし、少子高齢化が急速に進み、

若者の田舎離れが加速して村の人口は3千人にまで減少し、お茶農家の後継者不足問題をはじめとした人口対策が喫緊の課題となっています。

平成の大合併では、協議を進めた近隣市町との合併に加われず、私が村長に就任した平成19年度の村財政状況は公債費比率が24・6%にまで達しており、破綻して村がつぶれる寸前の状態でした。

そのため、1期目は新規事業を原則凍結して行財政改革に取り組み、職員を50人にまで削減することとに、同じく合併に残された近隣の笠置町、和束町とともに相楽東部広域連合（教育委員会を中心とした広域連合）を立ち上げるなどとして、必死の財政再建に取り組みしました。これらの取り組みにより徐々に財政状況が改善され、財政調整基金も積み立てることができるようになって

大きい秋が目の前に!!

2014年新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて

3億9千万円

9月19日(金)発売

売り切れしだい発売終了!

1枚300円

- 1等・前後賞合わせて3億9,000万円(1等3億3,000万円/前後賞各3,000万円)
- 発売期間 9月19日(金)~10月10日(金) ●抽せん日 10月17日(金)

一般財団法人全国市町村振興協会



この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。